

2. 申請・届出等の頻度軽減

手続名	根拠法令	措置内容			これまでの頻度	軽減後の頻度 (予定)	2005年度(平成17年度)まで に措置が困難な理由	備考
		2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)				
の定期報告	法施行規則第2条第1項	緩和の方向で省令改正に向け検討	省令改正措置		毎月	隔月		
実績報告	に関する法律施行令第2条	緩和の方向で政令改正に向け検討	政令改正措置		年2回	年1回		
支払等の届出	自動車損害賠償保障法第16条の6、自動車損害賠償保障法施行規則第32条				毎月		間により保険会社の保険金支払いが適正に行われているか等について、チェックする必要があるため	
保障事業積立金の届出	自動車損害賠償保障法施行規則第29条第2項				毎月		保障事業の財源である積立金について、保険会社による納付が適正に行われているか等についてチェックする必要があるため	
外航船舶運航実績報告書	船舶運航事業者の提出する定期報告書に関する省令第3条				毎月		邦船社船舶動向を把握していくためには毎月の報告が必要不可欠であるため	
港湾荷役実績報告書	港湾運送事業法施行規則第2条				毎月		港湾運送事業法第16条の規定による下請制限の判断基準として、各月中に引き受けた貨物量報告が必要。	
はしけ稼働実績報告書	港湾運送事業法施行規則第2条				毎月		港湾運送事業法第16条の規定による下請制限の判断基準として、各月中に引き受けた貨物量報告が必要。	
一般港湾運送引受け実績報告書	港湾運送事業法施行規則第2条				毎月		港湾運送事業法第16条の規定による下請制限の判断基準として、各月中に引き受けた貨物量報告が必要。	
統括管理実績報告書	港湾運送事業法施行規則第2条				毎月		港湾運送事業法第16条の規定による下請制限の判断基準として、各月中に引き受けた貨物量報告が必要。	
港湾運送引受け実績報告書	港湾運送事業法施行規則第2条				毎月		港湾運送事業法第16条の規定による下請制限の判断基準として、各月中に引き受けた貨物量報告が必要。	
生産状況報告書	造船法施行規則第5条				年2回		各造船所の生産高や建造計画の変化等の実態を把握するためには、年2回(半期毎)の報告が必要	
船舶用びん等月間生産高報告	造船法施行規則第5条				毎月		国内の船用工業製品生産動向を知る上で毎月の報告が必要	
船舶整備用輸入品入手実績報告	造船法施行規則第5条				年2回		統計調査のため困難	
取扱件数の報告	船員職業安定法施行規則第26条第1項		省令改正措置		毎月	年1回		
船員募集報告書の提出	船員職業安定法施行規則第26条第2項		省令改正措置		年4回	年1回		
定期報告書の提出(倉庫証券発行倉庫の受寄物入庫高・出庫高報告書、倉庫証券発行高、回収高及び期末流通高報告書)	水産業協同組合法及び森林組合法による倉庫証券発行の許可等に関する省令<水産業協同組合法、森林協同組合法>第3条				年4回		これらの報告書は、各四半期における倉庫の使用状況や品目毎の在庫量等を示すもので、事業者の動向を把握する重要な資料となっており、事業の適正な運用について事後的にチェックする観点(保管貨物は倉庫の種類に適合したものか、倉庫の種類・規模等は登録されたものと相違ないか等)から、これらの報告については最低でも四半期毎の報告を求める必要がある。	
倉庫証券発行高、回収高及び年度末流通高報告書	中小企業協同組合法等による倉庫証券発行許可等に関する省令<中小企業協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法>第3条				年4回		また、これらの報告書は全国的に統計処理を行っており、我が国の倉庫動向を明らかにする唯一の指標として、倉庫行政はもとより、倉庫業界や経済動向分析を行う機関等に重要な情報を提供してきており、倉庫の動向を把握する観点からは、最低限でも四半期毎の報告を求める必要がある。	
期末倉庫使用状況の報告書	倉庫業法第27条第1項				年4回			
受寄物入出庫高及び保管残高報告書	倉庫業法第27条第1項				年4回			
手続件数	17件	-	-	-				